

【お知らせ】

令和7年4月1日～入院時の食事負担額の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響より、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。
これに伴い、令和7年4月1日より下記のように負担額が変更になるため、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

70歳未満	70歳以上の高齢者	令和7年3月31日まで		令和7年4月1日から
一般 (下記いずれにも該当しない者)	一般 (下記いずれにも該当しない者)	490円		<u>510円</u>
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が 90日以内	230円	<u>240円</u>
		過去1年間の入院期間が 90日超	180円	<u>190円</u>
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	110円		変更なし
低所得者Ⅱに該当しない 小児慢性特定疾病又は 指定難病患者	低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない 指定難病患者	280円		<u>300円</u>

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは、老齢福祉年金受給権者